「中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程」と読み替えるものとする。

c_2　当該指定都市の地域手当の級地につき別表第一（給与差等）に定める普通態容補正Ⅱの率

c_3　b_3 に準ずる。この場合において、「0.854」とあるのは「0.855」と読み替えるものとする。

c_4　札幌市にあつては 0.008 、その他の指定都市にあつては 0.000

D　次の算式によつて算定した額

算式

$6{,}564 \text{千円} \times (d_1 + d_2) \times [\{d_1 \times (d_3 \times d_4) + (d_2 \times 1.16) \times d_3\} / (d_1 + d_2) + d_5]$

$d_1 \times (d_3 \times d_4)$、$(d_2 \times 1.16)$、$(d_2 \times 1.16) \times d_3$ 又は $(d_1 + d_2) \times [\{d_1 \times (d_3 \times d_4) + (d_2 \times 1.16) \times d_3\} / (d_1 + d_2) + d_5]$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$(d_3 \times d_4)$ 又は $\{d_1 \times (d_3 \times d_4) + (d_2 \times 1.16) \times d_3\} / (d_1 + d_2)$ に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

d_1　当該年度の 5 月 1 日現在における当該指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条第 1 項及び第 4 条第 2 項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第 1 条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第 10 条の規定によつて算定した教職員の総数の標準となる数として総務大臣が調査した数

d_2　当該年度の 5 月 1 日現在における当該指定都市の設置する特別支援学校の高等部について、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第 15 条の規定によつて算定した教職員の総数の標準となる数として総務大臣が調査した数

d_3　当該指定都市の地域手当の級地につき別表第一（給与差等）に定める普通態容補正Ⅱの率

d_4　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$(\beta - 1) \times 0.551 + 1$

算式の符号

β　前年度の 5 月 1 日現在において、当該指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第 2 条第 2 項に規定する指定都市算定総額から同条第 2 項第 5 号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額を当該指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第 1 条第 19 号に掲げる数で除して得た額を 12 で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を前年度の 5 月 1 日現在において、全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第